

2017年4月25日

消費者庁食品表示規格課 意見募集担当者 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地

キューブ御所南ビル4階

京都府生活協同組合連合会

専務理事 高取 淳

電話:075-251-1551 FAX075-251-1555

メールアドレス: kyotofu.seikyoren@ma2.seikyoku.ne.jp

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見について

表示は、消費者にとって商品を選択するときの大切な手がかりのひとつです。消費者が表示によって誤解・混乱しないように、適正かつ公正な情報が提供されることが求められます。例えば、消費者が商品に使われている原材料の原産国を知りたいという目的で商品を選ぼうとしたときに、適切に商品選択ができるように原産国の表示が正しくされていることが必要です。原産国を偽ったり、紛らわしく、曖昧な言葉や使用方法によって誤解を引き起こさないようにすることが重要です。

消費者が望む食品表示としては、①商品の内容と特性を正しく伝える表示、②消費者の商品を選ぶ時に役立つ表示、③消費者が利用しやすい表示が大切であると考えます。

以下、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する、意見・要望を提出します。

記

1. 今回の食品表示基準の一部改正については、再検討を求めます。

(理由)

①食品表示は、食品の選択や使用・管理の手がかりとなる重要な情報です。表示が、公正で適正におこなわれていること。また、そのことが、どのように担保されているかが消費者の信頼を得るうえで重要です。

②今回の食品表示基準の一部改正案では「全ての加工食品に原料原産地を表示させること」を第一義とするため、「実行可能な方法」としてさまざまな例外表示を導入しているために、消費者にとっては、紛らわしく、曖昧な制度となっており、消費者が期待する「加工食品の原材料の原産地が分かる表示」にはなっていません。

③2011年9月～2012年8月に開催された「食品表示一元化検討会」(消費者庁)において、義務表示事項の範囲の「基本的な考え方」がまとめられています。加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準の改正にあたっては、その到達点をふまえて検討される必要があります。

2. 新たな表示方法として導入する、例外表示(①可能性表示、②大括り表示、③大括り表示+可能性表示、④製造地表示)について導入すべきではないと考えます。

(理由)

①可能性表示

・過去の使用実績等に基づき、産地として使用可能性のある複数国を「又」でつないで表示されることは、消費者が手にとった商品の表示と実際に使われた原材料とは必ずしも一致しないケースが発生することがあり、紛らわしく、曖昧な表示がされることとなります。消費者が望む「内容を正しく伝える表示」ということからしても問題があります。

②大括り表示

・3か国以上の外国から原料を調達する場合の産地表示を「輸入」と括って表示する方法は、外国のどの国かはわからないこととなります。「加工食品の原材料がどこから来たものかを知りたい」(国別表示)という消費者のニーズからしても、紛らわしく、不親切な表示となり問題があります。

③大括り表示+可能性表示

・「輸入又は国産」「国産又は輸入」という表示は、「世界中のどこかの国の物が使われている」ということであり、原産地表示の情報としては意味がある表示とは思えません。また、可能性を意味する表示であり「国産」という文字が入るが国産原料が使われているとは限らないため、消費者を誤解させる懸念があり問題があります。

④製造地表示

・対象原材料が中間加工原材料である場合は、中間加工原材料の製造地を表示することは、例えば、アメリカから豚肉を輸入し国内で味付けして原料としたら、「味付け豚肉(国内製造)」と表示でき、原料そのものが国産だと誤解する可能性があります。原料の収穫地である原料原産地を知りたい消費者にとっては、紛らわしく、中途半端な表示となり問題があります。

3. 経過措置期間については十分な期間を設けてください。

・平成27年(2015年)に施行された「新しい食品表示制度」については、平成32年3月までの5年間の猶予期間が設けられ、準備が進められてきました。

・今回の一部改正案では、経過措置期間を平成32年(2020年)3月末として2年半の猶予期間しか設けられていません。消費者にとって紛らわしい例外表示等の制度となっていることから、消費者への普及・啓発や事業者のところでの準備期間等を考えれば、最低でも5年の猶予期間が必要と考えます。新しい食品表示基準が、消費者の信頼を得るうえでも十分な経過措置期間を設け実施する必要があります。

以上